（別紙）

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項

１　対象となる建築物の概要

契約書約款第1条（総則）に定める設計図書に示すとおりとする。

２　業務の種類，内容及び実施方法

契約書約款第1条（総則）に定める設計図書に示すとおりとする。

３　業務の実施期間

契約書に示すとおりとする。

４　設計業務において，作成する成果物等（成果図書及びその他の成果物）

契約書約款第1条（総則）に定める設計図書に示すとおりとする。

５　工事監理業務において，工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

契約書約款第1条（総則）に定める設計図書に示すとおりとする。

６　設計業務又は工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士

|  |
| --- |
| 【氏名】：【資格】：（　　　　）建築士　【登録番号】  |
| 【氏名】：【資格】：（　　　　）建築士　【登録番号】  |
| 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合【氏名】：【資格】：建築設備士　【登録番号】 |

※従事することとなる建築士が構造設計又は設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

※元請けの建築士事務所に所属する建築士等について記載する。

７　設計業務又は工事監理業務の一部の委託先

契約書約款第７条（一括再委託等の禁止）の規定による。

また，契約書約款第７条第３項に基づき，受注者が業務の一部を第三者に委任し，又は請け負わせようとする場合については，履行体制に関する書面（別添）に示すとおりとする。

８　契約金額の額及び支払の時期

(1)契約金額

契約書に示すとおりとする。

(2)支払時期

契約書約款第３３条（契約代金の支払），第３５条（前払金）の規定による。

９　契約の解除に関する事項

契約書約款第４２条（発注者の任意解除権），第４３条（発注者の催告による解除権），第４４条（発注者の催告によらない解除権），第４４条の２（談合その他不正行為による解除），第４６条（受注者の催告による解除権），第４７条（受注者の催告によらない解除権），第４９条（解除の効果）及び第５０条（解除に伴う措置）の規定による。

10　受注者の建築士事務所登録に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 建築士事務所の名称 |  |
| 建築士事務所の所在地 |  |
| 区分 | （一級，二級，木造）建築士事務所 |
| 開設者の氏名 | （開設者が法人の場合は法人名称及びその代表者の氏名） |

別添

履 行 体 制 に 関 す る 書 面

　　　　　　　　　　　　　　　　（再委託先１）

（受注者）

受託者の氏名・名称：

建築士事務所の名称：

設計又は工事監理の概要

所在地：

（再委託先２）

受託者の氏名・名称：

建築士事務所の名称：

所在地：

設計又は工事監理の概要

（再委託先３）

受託者の氏名・名称：

所在地：

建築士事務所の名称：

設計又は工事監理の概要

（再委託先４）

受託者の氏名・名称：

建築士事務所の名称：

所在地：

設計又は工事監理の概要

※　建築士事務所の名称欄については，受託者の氏名・名称のほか，建築士事務所の名称がある場合に記載すること